

聖泉大学研究倫理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、聖泉大学（以下「本学」という。）において遂行する学術研究に求められる研究者の倫理的基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「研究者」とは、本学の専任教育職員のみならず、本学において研究活動に従事する者をいう。また、学生であっても研究活動に従事するときは、研究者に準ずる者とする。

2 この規程において「研究費」とは、研究者が本学より交付を受ける学内研究費、並びに科学研究費補助金、受託研究費及び共同研究費等の学外研究費をいう。

(研究者の姿勢)

第3条 研究者は、次の各号に掲げる事項を研究の基本とする。

- (1) 研究者は、個人の尊厳と人権を尊重し、良心と信念に従い誠実な行動をとらなければならない。
- (2) 研究者は、研究者としての能力の向上を図り、自己研鑽に努める。
- (3) 研究者は、個人の属性や思想信条による差別をしてはならない。
- (4) 研究者は、法令及び本学の諸規程等のほか、国際的に認められた規範、規約及び条約等、各学会の倫理規程等を遵守しなければならない。
- (5) 研究者は、自己の研究計画について、分かりやすく明瞭に説明できるよう努める。
- (6) 研究者は、適切な時期に研究報告をできるよう努める。
- (7) 研究者は、他者の知的財産権を侵害してはならない。また、捏造、改ざん、盗用等の不正行為はしてはならない。
- (8) 研究者は、研究倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修等を受講しなければならない。

(最高管理責任者)

第4条 最高管理責任者は学長とし、本学の研究倫理の保持並びに研究活動における研究費の適正な管理・運営について最終責任を負う。

2 最高管理責任者は、総括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者が責任をもって研究費の適正な運営・管理及び健全な研究活動が遂行できるよう、適切なリーダーシップを発揮する。

(統括管理責任者)

第5条 統括管理責任者は、副学長（研究担当）とし、本学の研究倫理の保持及び研究活

動における研究費の不正行為防止等に関して、最高管理責任者を補佐し、研究費の運営・管理について機関全体を統括する。

- 2 統括管理責任者は、本学の研究活動における研究費執行の不正行為防止等に関し統括し、本学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、最高管理責任者に定期的に報告する。

(研究倫理教育責任者)

第6条 研究倫理教育責任者は、副学長（研究担当）とし、研究者倫理向上のための研究倫理教育の実施について、実質的な責任と権限を持つ。

- 2 研究倫理教育責任者は、研究者及び学生に対して定期的に行動規範等に関する研究倫理教育を実施する。

(コンプライアンス推進責任者)

第7条 コンプライアンス推進責任者は、学部長、研究科長及び事務局長とし、本学の各学部、大学院、事務部を統括し、所属の研究者をはじめ、研究費の運営・管理に関わる構成員の研究費執行等について、実質的な責任と権限をもつ。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、総括管理責任者の指示のもと、所属の研究者をはじめ、研究費の運営・管理に関わる構成員に対して、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。また、適正な研究費執行についてモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(資料、情報及びデータ等の収集)

第8条 研究者は、資料、情報、データ等を科学的かつ倫理的に適切な方法で収集しなければならない。

- 2 研究者は、研究のために資料、情報及びデータ等を収集する場合は、その目的に適う必要な範囲において収集しなければならない。

(インフォームド・コンセント)

第9条 研究者は、個人の情報、データ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的、収集方法等についてわかりやすく説明し、理解を求めた上で、提供者の明確な同意を得なければならない。また、施設機関、団体等より、施設機関等に関する資料、情報、データ等の提供を受ける場合も同様とする。

- 2 前項の「人を対象とする研究」に関しては、別に定める。

(個人情報保護)

第10条 研究者は、収集した資料、情報、データ等で、個人を特定できるものは、正当な

理由なくこれを他に洩らしてはならない。

(資料、情報及びデータ等の利用及び管理)

第11条 研究のために収集又は生成した資料、情報及びデータ等の消滅、漏えい及び改ざん等を防ぐために適切な措置を講じなければならない。

2 研究者は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、研究のために収集又は生成した資料、情報及びデータ等（以下「研究資料等」という。）を適切な期間保存・管理するとともに、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。ただし、法令又は他の定めがある場合は、それに従うものとする。

3 前項の研究資料等の保存期間は、次の各号のとおりとする。

(1) 資料（文書、数値データ、画像等）の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後10年間とする。

(2) 試料（実験試料、標本等）や装置などの「もの」についての保存期間は、原則として、当該論文等の発表後5年間とする。

(3) 前2号の規定にかかわらず、保存する研究資料等の中に、法令等により保存期間が規定されるものがある場合には、当該資料についてはその法令等に合わせて保存期間を定めることとする。ただし、当該期間が前2号に定める期間に満たない場合については、この限りでない。

(4) 第1号及び第2号の規定にかかわらず、外部から研究資料等を受領するにあたり、保存期間に関する契約等が別途ある場合は、当該契約等で定められた期間に合わせて保存期間を定めることとする。ただし、当該期間が第1号及び第2号に定める期間に満たない場合については、この限りでない。

(機器等の安全管理)

第12条 研究者は、機器、各種材料等を用いるときは、関係法令・規程等を遵守し、その安全管理に必要な措置を講じる。

(第三者への委託)

第13条 研究者は、第三者に委託して調査等を行う場合は、この規程の趣旨に則して調査等が行われるよう必要な措置を講じる。

(研究成果の公表)

第14条 研究者は、研究の成果を広く社会に還元するため、研究成果を公表しなければならない。ただし、知的財産権等の取得及びその他合理的理由のため公表に制約のある場合は、その合理的期間内において公表しないことができる。

(他の研究者の業績評価)

第15条 研究者は、論文査読、審査委員等の委嘱を受けて他者の業績評価を行うときには、評価基準、審査要綱等に基づき、公正な判断に努めなければならない。

- 2 研究者は、他者の業績評価に関わり知り得た情報を不正に利用又は漏えいしてはならない。

(研究費の適正な執行)

第16条 研究者は、研究費の適正な執行に努めなければならない。

- 2 研究者は、研究費の使用に当っては、法令、当該研究費の使用規程、および本学における研究費執行に関する規程等を遵守しなければならない。
- 3 研究者は、研究費の執行を機関管理により行い、証拠書類を適切に取り扱わなければならない。
- 4 研究者は、実績報告において、研究遂行の真実を明瞭に記載しなければならない。
- 5 研究費の執行における不正行為の防止に関することは、別に定める。

(利益相反)

第17条 研究者は、自らの研究活動を行うに当たり、利益相反が発生しないよう、法令、本学関係規程を遵守し、本学及び本学の教職員及び学生の社会的信用及び名誉を保持しなければならない。

(本学の責務)

第18条 本学は、この規程に基づいて、研究者の研究倫理意識の周知徹底を図り、必要な諸規程の整備、運営組織の充実に努める責務を有する。

- 2 本学は、この規程の運用を実効あるものにするため、研究者の研究倫理に反する行為に対しては適切な措置を講じるものとする。

(研究倫理委員会)

第19条 前条に規定する本学の責務を適切に執行するために、研究倫理委員会を置く。

- 2 研究倫理委員会の運営に関することは、別に定める。

(相談等への対応)

第20条 本学は、研究倫理に関して、通報、苦情、相談等がある場合、適切な措置を講ずる。

(事務)

第21条 この規程に関する事務は、事務部長が指名する所轄部署において行う。

(改廃)

第22条 この規程の改廃は、教育研究評議会の審議を経て、学長が行う。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。